

安城市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震等による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去等を行う場合に、予算の範囲内において交付する安城市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 国、地方公共団体その他市長が適当と認める者が管理する施設で、不特定多数の人が集まるものをいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により認定された道路をいう。
- (3) 通学路 年度の当初に学校が定めた児童又は生徒の通学するために使用する道をいう。
- (4) ブロック塀等 市内のコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で、公共施設、道路又は通学路の地盤面からの高さが1メートル以上であるものをいう。
- (5) 緊急輸送道路沿道特定ブロック塀 安城市建築物耐震改修促進計画に位置付けられた緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）に面するブロック塀等であって、当該緊急輸送道路の中心線からの距離に5分の2を乗じて得た値を超える高さのものをいう。
- (6) 撤去等 既存のブロック塀等を撤去すること又は市長が必要と認める範囲でブロック塀等の高さを減ずることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) ブロック塀等の所有者
- (2) ブロック塀等の所有者から当該ブロック塀等の撤去等について同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 前項第2号に該当する者にあっては、ブロック塀等の所有者が前2号に該当する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、補助対象者が行う次の各号に掲げるいずれの要件も満たすブロック塀等（公共施設の敷地、道路、通学路又は緊急輸送道路（以下「公共施設の敷地等」という。）との境界から当該ブロック塀等の高さと同じ距離の範囲内にある部分に限る。以下「補助対象ブロック塀等」という。）の撤去等（撤去等の工事が2月末日までに完了するものに限る。）とする。

(1) 公共施設の敷地等に面していると認められるブロック塀等

(2) 撤去等をした場合において、土木工事、土地区画整理その他の公共事業における補償の対象とならないもの

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定に基づき補助金の支給の対象となった補助対象ブロック塀等のあった一団の土地において、当該補助対象ブロック塀等の撤去等をした際に既に存在したブロック塀等を対象に行う撤去等は、補助対象事業としない。ただし、過去に行った撤去等の補助金額が、次条に規定する補助金の上限額に満たなかった場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる公共施設の敷地等の区分に応じ、同表の中欄に定める額とする。ただし、当該区分に応じ、同表の右欄に定める額を補助金の上限額とする。

公共施設の敷地等の区分	補助金の額	補助金の上限額
公共施設の敷地又は道路	補助対象ブロック塀等の撤去等に要した経費と撤去等した補助対象ブロック塀等の延長メートル数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額（以下「基準額」という。）に2分の1を乗じて得た額	10万円
通学路	基準額に4分の3を乗じて得た額	15万円
緊急輸送道路沿道	基準額	25万円

備考

- 1 一団の土地が角地等で、通学路に面する補助対象ブロック塀等と通学路及び緊急輸送道路に面していない補助対象ブロック塀等が混在する場合の補助金の上限額については、通学路に面する補助対象ブロック塀等の延長メートル数に15万円を乗じて得た額と通学路及び緊急輸送道路に面しない補助対象ブロック塀等の延長メートル数に10万円を乗じて得た額の合計額をそれぞれの補助対象ブロック塀等の延長メートル数を合算した数で除して得た額とする。
- 2 一団の土地が角地等で、緊急輸送道路に面する補助対象ブロック塀等と通学路及び緊急輸送道路に面していない補助対象ブロック塀等が混在する場合の補助金の上限額については、緊急輸送道路に面する補助対象ブロック塀等の延長メートル数に25万円を乗じて得た額と通学路及び緊急輸送道路に面しない補助対象ブロック塀等の延長メートル数に10万円を乗じて得た額の合計額をそれぞれの補助対象ブロック塀等の延長メートル数を合算した数で除して得た額とする。
- 3 一団の土地が角地等で、通学路に面する補助対象ブロック塀等と緊急輸送道路に面する補助対象ブロック塀等が混在する場合の補助金の上限額については、通学路に面する補助対象ブロック塀等の延長メートル数に15万円を乗じて得た額と緊急輸送道路に面する補助対象ブロック塀等の延長メートル数に25万円を乗じて得た額の合計額をそれぞれの補助対象ブロック塀等の延長メートル数を合算した数で除して得た額とする。

4 過去にこの要綱の規定に基づき補助金の支給の対象となった補助対象ブロック塀等のあった一団の土地において、当該補助対象ブロック塀等の撤去等（以下この項において「過去の撤去等」という。）をした際に既に存在したブロック塀等を対象に行う撤去等であって、過去の撤去等に係る補助金の額が補助金の上限額に満たなかった場合の補助金の上限額は、この表の右欄及び前3項の規定により算出される補助金の上限額から当該過去の撤去等に係る補助金の額を控除して得た額とする。

5 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、撤去等の工事の着手前に安城市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5号及び第6号の書類については、補助対象ブロック塀等の所有者の同意の上、公簿等で確認できる場合は、添付を省略させることができる。

(1) 位置図

(2) 撤去等の工事の内容（補助対象ブロック塀等の延長、高さ等）を表した図面等

(3) 現場写真（補助対象ブロック塀等の延長、高さ等が分かるもの）

(4) 撤去等に要する費用の見積書

(5) 市税の滞納がないことを証明する書類

(6) 第3条第1項第2号に該当する者にあっては、補助対象ブロック塀等の所有者の市税の滞納がないことを証明する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、安城市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に計画を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、安城市ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書（様式第3）に変更に係る書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは変更の決定をし、安城市ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（撤去等の中止）

第9条 交付決定者は、補助対象ブロック塀等の撤去等を中止するときは、安城市ブロック塀等撤去中止届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象ブロック塀等の撤去等が完了したときは、安城市ブロック塀等撤去実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（1）撤去等の契約書の写し又は請書の写し

（2）撤去等に要した費用の領収書の写し

（3）撤去等の完了後の全景写真

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときはその全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

（3）当該年度の2月末日までに撤去等が完了しないとき。

（4）その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

（補助金の額の特例）

2 第5条の規定にかかわらず、令和8年2月末日までに補助対象ブロック塀等の撤去等が完了する者であって、市内に住所又は事業所の所在地を有する者に当該撤去等を請け負わせるものに対する補助金の額は、同条の規定により算出した額に3万円を加えた額とする。ただし、補助対象ブロック塀等の撤去等に要した経

費を限度とする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。